

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 8 月 28 日

世羅町長 奥 田 正 和

1 業務名

世羅町放課後児童クラブ運営業務

2 業務の仕様等

「世羅町放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領」及び「世羅町放課後児童クラブ運営業務仕様書」による。

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 予算上限額

1 6 1, 5 5 0, 0 0 0 円（非課税）※ 3 年間総額

本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に該当するため、非課税として取り扱う。

5 公募型プロポーザル参加資格

企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であることとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）公告日から契約締結日までの期間に、法令に基づく営業停止処分及び町の指名除外の対象となっていないこと。
- （3）公告日から契約締結日までの期間に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立を受けた者を除く。）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）世羅町暴力団排除条例に基づく排除措置を受けていないこと。
- （5）宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- （6）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （7）地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む）または第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当する法人等または受託者の選定を行う選定員及びその家族の属する法人等でないこと。
- （8）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により町または他の地方公共団体から過去に指定の取り消しを受けていないこと。

- (9) 町の令和6・7年度物品役務業務等入札参加資格者名簿の「その他役務」のうち「その他」に登録された者であること。
- (10) 広島県内に活動拠点（法人等の本店または支店など）があること。
- (11) 放課後児童健全育成事業、または類似事業の実績を有していること。

6 公募型プロポーザル手続き等

(1) 公募型プロポーザル実施要領等の閲覧期間及び閲覧方法

ア 閲覧期間

令和7年8月28日（木）から令和7年9月19日（金）午後5時まで

イ 閲覧方法

世羅町ホームページ、世羅町役場掲示板、せらにし支所掲示板

(2) 公募型プロポーザル参加申込書の提出

ア 参加資格要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望するものは、参加意向表明書及び誓約書等を提出すること。

イ 提出先

世羅町子育て支援課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷947番地

Tel 0847-25-0295（直通）

ウ 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

(3) 企画提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記（2）イに同じ

イ 提出期限

令和7年10月2日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

7 受託候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書等の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、世羅町が設置する審査委員会が審査する。

審査は、提出された書類及び審査において実施されるヒアリング内容を加味し、総合的に評価する。

なお、応募が多数の場合（5件を超える場合）は、書類による一次審査を実施し、その審査を通過した提案者のみヒアリングを実施する。この場合は、一次審査結果を提案者に対し通知する。

(2) 結果の通知

選考結果は、受託候補者が決定後、2週間以内に文書にて全ての提案者に対して書面により通知する。

8 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。但し、世羅町財務規則（平成16年規則第38号）第74条第1項各号に該当するときは免除等を行う場合がある。

9 その他の事項

本プロポーザルへの参加に係る全ての費用は参加者の負担とする。